業界関連動向８（日本代協ニュース情報版：2020/８/12）

日本代協事務局（野元）［注記は事務局］

○ 企業火災保険 再値上げ 災害頻発で１割弱（20/8/5 日経朝）

・ 損保大手４社は 21 年１月に企業向け火災保険料を平均１割弱値上げ
　18 年度の自然災害頻発に対応するもので 19 年 10 月に続く値上げ
・ 引き上げ幅は各社で異なるが、５～８％上がる企業が多数の見込み。2 割近く上がる例も
・ 同時に水害危険度に応じた保険料変動性を導入し、一律値上げによる不公平感を緩和
・ 19 年度の災害分は反映されておらず、今後も値上げは続く見込み

○「全員被害者」 前例なし 感染拡大補償できぬ損保（20/8/5 日経朝取材メモ）

・ コロナ禍の中、資金繰りで存在感を高める銀行を横目に、損保がじくじたる思いの中で自問を続ける。コロナ禍は「補償したくてもできない」損保の課題を浮き彫りに
・ 自粛による休業は全員が助けられる側に回り、相互扶助という保険の機能が発揮できない、また、被害範囲が広く、再保険を引き受ける先もないのが理由
・ 海外では政府を巻き込んだ再保険の議論が進む。米国では「パンデミック・プール」が検討されている
・ 日本では、業界内も政府に頼るべきか否か意見が分かれており、プール創設にはいまだ慎重な姿勢
　そもそも感染症による休業補償の契約例が少なく、世界でコロナ関連の損保の支払いが 10 兆円を超えるのとは状況が大きく異なる。イベント中止や休業による損失に備える保険は発展途上であり、日本企業のリスク対策は遅れている
　金融庁は「パンデミックでも自動車保険と同じようにリスクを細分化して補償できるはず」と指摘
・ 予め補償範囲を定める損保で未知のウイルス対応が難しいのは当然だが、どんな商品を作れるのか
　損保業界として解を求める努力の見せどころ

○ 税理士ミス 訴え頻発 賠償責任保険支払い５年で倍増（19/12/10 日経夕［再掲］）

・ 18 年度の賠責保険支払件数 532 件。5 年連続で増加し、5 年間で 2 倍
　支払保険金は約 18 億円で 5 年前の 2.4 倍
・ 支払いが最も多い科目は「消費税」。税理士がより有利な計算方法を選び忘れて顧客に損を与えてしまうケースが多い。また、税制が年々複雑になっていることも背景にあり、「所得拡大促進税制」の適用漏れも散発
・ 納税者が税理士を訴えるケースが増加しているため、経営を守るため保険に加入する税理士が増えており、現在は税理法人の約 8 割が保険加入（個人経営の税理士はまだ普及の余地あり）
・ 税理士の高齢化も影響。平均年齢は 60 歳を超えており、ビジネスの高度化やデジタル化、複雑な

税制改正に高齢の税理士がついていけなくなっている

○ AIG 代理店向けデジタルコンテンツ配信「AMAT WEB キャスト」開局 （保毎）

・ AIG は 5 月から一定規模以上で業務品質が高いプロ代理店を対象にデジタルコンテンツを配信する専用 WEB サイト「AMAT WEB キャスト」を開局、時間、場所を問わずオンデマンド視聴可
集合研修が制限される中、オンラインで代理店経営の高度化を支援
・ AMAT とは、一定規模以上の収入保険料があり、経営の高度化をベースに永続的な発展を目指す前向きなプロ代理店を対象とした制度。約 800 店の AMAT 実践代理店は、経営課題解決のための研修や専門コンサルタントによる個別コンサルティングを受けられる。AIG と経営計画書を共有した上で、3 か単位でアクションプランを設定・実行し、高品質な顧客サービスを提供しながら所定の基準を満たすと「AMA 代理店」に認定
・「AMAT WEB キャストは、マニュアルやツールの解説動画提供する CAST 1 、エンターテインメント性のある動画を提供する CAST 2 、過去のコンテンツを収納する CAST 3 で構成
・ 代理店経営の高度化に役立つと同時に、より楽しめるコンテンツを拡充していく予定

○ 地銀合併 独禁法適用除外 特例法成立（20/5/20 日経）

・ 超低金利や人口減少で収益が細る地銀の再編を後押しし、経営基盤強化を促す
・ 合併で市場占有率が高まった地銀が不当に貸出金利を上げないよう監視、利用者保護を徹底
借手の不利益が大きいとみれば金融庁は業務改善命令を発令
・ 金融庁が地銀の事業計画を審査、収益力向上・金融サービス維持を条件に認可
特例適用期間 10 年。バス事業者の共同経営にも同様の特例を設ける

○ 損保ジャパン 企業向け保険 オンライン販売（20/8/10 日経朝）

・ ビデオ会議・電話で商品内容を説明し、押印・署名は不要にする認可を金融庁から取得
10 月から代理店で販売、原則として全商品で新規・更新ともにオンラインで完了できる
・ アニメーションなどを使い、丁寧な説明ができる環境を整える

○ 医療保険被保険者等記号・番号 個人情報保護で告知要求制限 （医療保険法改正）

・ 20 年 10 月 1 日から同番号を健康保険事業等の目的以外で告知を求めることを禁止
・ 本人確認のため被保険者証の提示を求めることは可能だが、以下の対応が必要
① 同番号を書き写さないこと、写しを取る場合は番号が復元できないようマスキングすること
② 被保険者証の写しを送ってもらう場合は、予め本人に同番号をマスキングしてもらうこと
③ 過去に取った写し等のマスキングまでは求めないが、厳重管理すること

○ チャブ損保　長崎市にカスタマーセンター開設

・ 12 月に長崎市伊勢町に西日本カスタマーセンター開設
　BCP 強化と西日本地区の顧客サービス向上を図る
・ 雇用人数Ｉ00 名

○ 伊藤忠　ほけんの窓口を連結子会社化（20/06）

・ 伊藤忠はほけんの窓口 G の発行済み株式 57.7%を取得し、連結子会社化
　累計出資額は 165 億円（全国 742 店舗・契約者数 107 万人）
・ 伊藤忠は消費者目線で需要をつかみ商品やサービスを創り出す「マーケットイン」型ビジネスを強化
　顧客ニーズを細かく把握しているほけんの窓口のデータを活かし、生活コンサルティングやファミマとの連携を想定
・ ほけんの窓口は伊藤忠のデジタル技術を使い、顧客が保険商品を検索しやすいシステムを構築したり、店舗出店で支援を受ける

○ あいおいニッセイ同和　自動運転中の保険料を無料化　テレマティクスを活用（保毎）

・ コネクテッド・カー対象の自動車保険第 3 弾（注１）として自動走行中の運転分保険料（注２）を無料にする「自動運転対応型テレマティクス保険」を開発、10 月から販売。レベル 3 以上のモードの場合に適用。ビジネスモデル特許を申請中
・ コネクテッド・カーから取得する走行情報をもとに、「自動運転モード」の利用状況を正確に把握できることから実現したもの
　（注１：18 年 1 月「タフ・つながるクルマの保険」、20 年 1 月通信機能付きドライブレコーダー端末による「タフ・見守るクルマの保険プラス」を発売）
　（注２：同社のタフの保険料は、走行距離や運転特性に関係ない「基本保険料」と、毎月の走行距離と運転特性に連動して変動する「運転分保険料」で構成されている）

以上